

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ 第1回 議事録

令和元年6月10日(月)
13時30分～15時30分
旧文部省庁舎2階文化庁第2会議室

〔出席者〕

(委員) 井上委員, 神吉委員, 小林委員, 辻委員, 戸田委員, 野田委員 (計6名)
(文化庁) 高橋国語課長, 津田日本語教育専門官, 増田日本語教育専門職, 北村日本語教育専門職
ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 ワーキンググループの設置について
- 2 第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について
- 3 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について(案)
- 4 日本語教育能力の判定に関する検討事項
- 5 日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台

〔参考資料〕

- 1 日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方
ー第18期日本語教育小委員会における審議経過の概要ー
- 2 意見募集等における資格に関する意見

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) (平成25年2月8日)
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(リーフレット)(平成25年2月18日)
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)(平成26年1月31日)
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告) 改訂版 (平成31年3月4日)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 委員の互選により, 野田委員がワーキング座長に選出された。
- 3 事務局から, 配布資料2「第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について」及び配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について(案)」の説明があり, 進め方について了承された。
- 4 事務局から, 配布資料4「日本語教育能力の判定に関する検討事項」及び配布資料5「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台」の説明があり, 検討事項1～5について意見交換を行った。
- 5 次回の日本語教育能力の判定に関するワーキンググループは7月9日(火)13時に開催されることを確認した。
- 6 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○増田日本語教育専門職

本日は, 雨の中お集まりいただきまして, 誠にありがとうございます。ただいまから, 第1回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループを開催させていただきます。座長を選任いただくまでの間, 事務局が進行を務めさせていただきます。御了承ください。

本日は、京都教育大学の浜田委員が御欠席でございます。

審議に先立ちまして、本ワーキンググループの座長を、本日御出席の委員の中から選出をお願いしたくと思いますが、どなたか御推薦をお願いできますでしょうか。

○戸田委員

野田委員を御推薦申し上げます。

○増田日本語教育専門職

ありがとうございます。野田委員を推薦いただきました。皆さま、いかがでしょうか。

(拍手)

○増田日本語教育専門職

ただいまの御推薦に賛同いただきましたので、野田委員には、お手数ですが、座長席にお移りいただければと思います。一言御挨拶を頂きまして、この後の進行については座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○野田座長

ただいま座長を賜りました、国立国語研究所の野田尚史です。今から30年ほど前になりますが、幾つかの国立大学の学部日本語教師の養成をうたった課程ができました。ちょうど私は、その課程ができた大学にいました。当時は、もうすぐ国語の教職に並ぶ免許や資格が出来るかもしれないという雰囲気があり、関係者は皆、希望に燃えていたものです。それから、この議論は余り進んでいないようで残念に思っていました。このような形で検討できることになったことは、実に感慨深いものがあります。

委員の皆様におかれては、夏まで審議スケジュールが立て込んでおり、大変だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始めましょう。最初に、このワーキングの進め方について確認したいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

それでは、配布資料1から1, 2, 3につきまして、事務局より説明させていただきます。

配布資料1「ワーキンググループの設置について」を御覧ください。2枚目に本ワーキンググループの設置の経緯、課題、目的がございまして、一番下に検討事項(案)としまして、10の項目が挙がっております。このワーキンググループでは、この1番から10番まで順次検討を行う予定となっております。

続きまして、配布資料2「第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について」を御覧ください。先ほど座長の方からもありましたが、スケジュールとしては短い期間となっております。

検討内容の1)論点5.日本語教育の資格についてですが、前期に引き続き検討を行い、今期中に結論を得ることとしております。

スケジュールにつきましては、下の右側の1日本語教育能力の判定検討WGに大まかなスケジュールが書かれております。9月20日の日本語教育小委員会までにワーキンググループとしての報告という形で小委員会に御報告いただきたいと思います。その後、小委員会と国語分科会での審議を経て、11月に広く意見募集を行うことを予定しております。その結果を受けて、12月、1月、予備の2月の最大3回の審議を経た後に、今年度末の国語分科会で報告を取りまとめでいただくというスケジュールになっております。

続きまして、配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について(案)」をご覧ください。

目標は、小委員会の審議の参考となる資料を取りまとめて報告をするということになりますが、成果物としては、「日本語教育の資格について」という報告のワーキンググループ試案という形でおまとめいただきたいと思います。

日程について、全4回となっております。委員の皆様におかれましては、調整に御協力いただきましてありがとうございました。本日6月10日は、検討事項1から4までを審議いただきまして、次回6月24日の小委員会にて再度検討いただくこととしております。

検討事項の詳細は、後ほど、配布資料4「日本語教育能力の判定に関する検討事項」で詳しく御説明を申し上げます。特に、配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について(案)」につきまして、御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○野田座長

ただいま事務局から御説明がありましたように、日本語教育小委員会では、前期に引き続き、検討事項として10項目が示されています。これについてこのワーキングで検討し、報告試案を作成するということになります。皆様、配布資料3についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、進め方については、基本的にこのような形で、進捗状況によっては、多少変更したりしながら、やりやすい形で進めていきたいと思っております。

今日は、検討項目の1から4について議論するというのですが、その際の資料について事務局から説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

資料4「日本語教育能力の判定に関する検討事項」と資料5「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案)議論のためのたたき台」について、事務局から御説明いたします。

まず配布資料4ですが、検討事項10の下位項目を事務局案として幾つか洗い出し、記載してございます。検討事項の一つ目が、資格の目的・意義、二つ目が、資格の名称・有効期限、ここに資格取得の要件なども入っております。3は試験の内容、4は試験の受験資格です。本日、ここまで御審議いただきたくお願いいたします。

資格の取得の要件を検討いただくに当たり、全体図をお示しした概要が資料5「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案)議論のためのたたき台」です。

1枚おめくりいただきまして、2枚目に別紙1が付いておりますが、別紙1は現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件を図示したものです。大学の日本語教師養成課程の修了者、45単位以上の主専攻、26単位以上の副専攻とございます。緑色の民間の420単位時間以上の日本語教師養成研修の修了、日本語教育能力検定試験合格。この三つが大きな要件となっております。資料5の1枚目に戻っていただきまして、前期からの資格の仕組みのイメージ(案)となっております。色はなるべく告示基準の要件と同じにしておりますが、大きく異なっている点は、ピンクの部分、日本語教師の教育能力等を評価する試験を新たに設け、全員が受験していただくという仕組みとなっております。そこが一つの論点になろうかと思っております。

もう一つは、ピンクのところを縦に見ていただきますと、これまで試験合格者は、それだけをもって法務省告示校の教員要件を満たすこととされておりましたが、先の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」においては、日本語教師には実践力が重要であるという御提言をいただき、教育実習あるいは実務経験といったものが要件として検討項目に上がっております。

また、その他の要件となっておりますが、420時間日本語教師養成研修の場合は、従来学士の資格と併せて教員要件となっておりますが、他方で日本語教育能力検定試験に合格すれば、学歴は問わず、教員要件を満たすという点につきまして、併せて御議論いただきたいと思います。

検討いただく際に、これまで意見募集で頂いた御意見を御紹介させていただきたいと思っております。参考資料2「意見募集等における資格に関する意見」を御覧いただけますでしょうか。全体で192意見を頂き、そのうちの28件が資格に関するものでした。

主なものとしては、下線を引いておりますが、日本語教師のイメージアップが必要であり、そのために国家資格などの検討が必要ではないかという御意見や、法務省告示の教育機関の教員の要件として求められるものは最低限必要なものであって、今後もそのレベルは維持されるべきというご意見、また、資格を認めるだけでなく、数年ごとに研修を受けることによって、その資格、資質能力は継続するものとするのが現実的ではないかという御意見をいただいております。また、公的

な資格を持つということで日本語教育の必要性が社会に深く認知されるきっかけになるのではないかと、教育実習については、教育機関による差が大きいことから、教育実習の内容はより詳細に記載した方が良いであるとか教育実習の実習先が確保されれば、授業見学と教育実習によりやりがいや自信につながって、卒業後の進路として日本語教師を選ばれる可能性がより高まるのではないかとというような、教育実習の実習先の仕組みについて、現場の方々から御意見を頂いております。

○野田座長

順番に検討していきたいと思います。沢山あるので、それぞれの検討事項が絡み合っている部分があると思いますが、それぞれについて分けて御意見いただきたいと思います。御協力よろしくをお願いします。

まず検討事項1、資格の目的・意義です。(1)日本語教師の質の向上のための課題解決の方策です。委員の皆様には、課題とは何かということ、それから、(2)に関して、日本語教師の資格創設が課題解決に最も有効である理由ですね。まず、このあたりから御意見を頂きたいと思います。その上で、(3)の日本語教師の資格制度の目的について御意見いただきたいと思いません。いかがでしょうか。神吉委員、お願いします。

○神吉委員

日本語教師の質の向上が課題だということですが、確かに、現状の養成を考えたときに、養成の中身にばらつきがあるということがあると思います。これから更に外国人が日本に入ってくるという状況にあって、日本語教育に関する法律も動いているというときに、日本語教師の質を維持する枠組は非常に重要なものであると考えています。

資格という形にすることで、インセンティブも出るでしょう。そのインセンティブに向かって、みんなでより良い日本語教育を目指していくということは、基本的な動きとして必要だと思います。

○野田座長

ありがとうございます。戸田委員、お願いします。

○戸田委員

新しい在留資格による受け入れが始まり、今後、外国人の受け入れが更に加速していく状況の中で、日本語学習の環境整備が不可欠であると考えています。それを担う日本語教師という人材がまさに要になると思われしますので、教育の質、教師の質を高めるという意味で資格の整備はとても意義があることだと思っております。

もう一つ、若い人たちに是非日本語教師という職業に就いてもらいたいというときに、今の状況ではなかなか進めないということもありますので、そういう意味でも意義あることだと思っております。

○野田座長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。どうぞ、辻委員。

○辻委員

大学あるいは大学院で日本語教育をしっかりと学ばれた若い層が、職場として日本語学校ないし生活者に対する日本語教育など日本語の色々な場面を選択する方は少ないという印象を持っています。ほかの業種に行ってしまう現状の中、公的な資格が明確化されて職業としての位置付けが明確になることで、キャリアプランニングの一つとして日本語教師を捉えていただける大きな機会になると思います。大変良い方向に進めるように考えられればと思っています。

○野田座長

ありがとうございます。

この資格の創設が、この問題解決に有効であるということについて、この点は今までと違う方向に踏み出そうとしていると思います。この点について、特に御意見いただければありがたいです。小林委員、お願いします。

○小林委員

これまで日本語教師の質が低かったわけではなく、実質的な面で日本語を教えられる人を私たちは育ててきたと思います。そのことを業界の外にきちんと示すためには、やはり何らか資格付けることによって、専門性が業界外の方々にも伝わりますね。今、若い学生を見てみると、本当は日本語教師になりたいけれど資格も何もない業界で食べていけないという不安が大きいから民間に就職するという院生が多いようです。若い人たちが目指せるような職場環境を作っていくという意味で、資格を作るというのは最も有効なものの一つではないかと思います。

○野田座長

ありがとうございます。井上委員、お願いします。

○井上委員

一つの資格を作るということは、その職業に対する一定のステータスを与えるということだと思います。先ほどからキーワードとして「若い人」という言葉が出ていますが、将来の日本語教育を担う人材を育てるという意味で、この仕事に就いたら、とてもやりがいがあり、収入も付いてくるといふ魅力を持ったものにしていく必要があります。そのための資格であるべきだと思います。

○野田座長

ありがとうございます。神吉委員、お願いします。

○神吉委員

日本語教師の質が今議論になっています。教師の質もちろんですが、本質的には、教育の質をどうするかが重要な議論だと思います。その日本語教育の質を高めることによって、国内外も含め、より良い社会を作っていくというメッセージは必要だと思っています。

現状として、日本語教育業界以外の人たちが日本語教育の質を担保するために、判断する基準が何もないわけです。何をよりどころとして専門性のある教師を見分けるのか、どこを見て教育の質をはかればよいのかが分かりにくい業界という問題があるのではないのでしょうか。そのような社会のニーズに対して道筋を付けるという意味で、日本語教師の資格化というものが必要だと思いますし、一定の教育の質を担保していく基盤となる教員の質を確保する意味で、資格創設が有効だと考えています。

○野田座長

ありがとうございます。確かに、御意見が出ていますように、外に向けて示すということが、これから重要になってくるだろうと思います。これまで日本語教育の業界の中では優秀な日本語教師を選別できていたので、資格はなくても、採用時に履歴書を見て専門家が面接すれば大体分かるというような面がありました。外国人を雇用する側の多様な業界からのニーズに応えるために、もはやそういう暗黙の了解は通じないということですね。

○神吉委員

もう一ついいですか。

○野田座長

どうぞ、神吉委員。

○神吉委員

この業界に参入してくる方の質的な問題もありますが、量的な不足も指摘されています。資格が障壁になるのではないかという意見もあると思います。しかし、教師養成に携わっているのは、ハードルというより、むしろ資格がないことによるインセンティブのなさが、職業として選ばれない、人材を集められない大きな要因だということです。質的にも量的にも、日本語教師の資格創設が現状の課題解決に有効なのではないかと考えています。

○辻委員

神吉委員の御意見に賛同します。資格がないことで、玉石混交という状況になってしまっているのだらうと思います。そのことにより、負の部分が社会的に注目され、日本語教育の質や社会的認知度がいつまでも上がらない要因の一つになっているように思われます。

私は日本語学校で仕事をしておりますが、なぜか春になると不法滞在者の問題で日本語学校がやり玉に上るといふニュースの動きがありますね。しかし、実際には、日本語学校を卒業し、立派に日本で活躍している方たちは大勢います。そのようなプラスの面がなかなか注目されにくい現状があると思います。

そういう時代にあって、しっかりとした専門性を持った日本語教師の質を担保する資格ができて、日本語教師養成課程の質が整い、養成の質が整うことで資格を持っている人の質も上がってくるという好循環が生まれていくのではないかという期待をいたします。

○小林委員

私は公的資格で一本化するということが重要だと思っております。どことは申しませんが、ほかの業界で、何々協会の資格認定と同業他社の何々協会のインストラクターが混在しているなどの状況が見られますが、外から見ると、業界として未成熟な印象を受けます。その意味では、特定の民間資格を認めるというのではなく、公的な資格として一本化するということが必要ではないかと考えております。

○野田座長

そうですね。業界によっては、外から見ると、沢山の資格があつて、私たちは何を基準にしたらいいいのか分からないということがありますね。

○小林委員

そうですね、そうすると、とても内向きの議論になってしまうと思います。

○野田座長

ほかに、よろしいですか。これに関連して、検討事項1の(3)日本語教師の資格制度の目的について、委員の皆様の中では当然のことと思われるかもしれませんが、先ほどから出ているように、外に向けて説明していくことが必要ですので、どのように説明したら良いかということも含めて、目的について御意見いただきたいと思っております。神吉委員。

○神吉委員

目的の前に、前提の確認なのですが、ここで議論している日本語教師の資格制度の範囲は、基本的に国内をベースに考えているということによろしいですか。

○野田座長

そうですね。恐らく、海外で教えるときには、その国の制度に合わせないといけないということが基本ですから、海外における日本語教師の資格に制約を設けようというようなものではありません。ただ、資格があることによって海外でも有効活用されることはあると思います。

○井上委員

私が知っている例では、海外で日本語教師として働こうとした場合に、資格の有無を聞かれます。要するに、ビザ取得段階です。いわゆる420時間の日本語教師養成講座を修了していると説明しても、それは一体何だということで資格としては認知されないわけです。そのときに、明確に国がお墨付きを与えた資格があれば、海外で活躍するときも有効だろうと思います。

○野田座長

そうですね。国によっては、そういう要件が課されることがありますね。国や公的な資格が大事になってくる場合がありますね。神吉委員，どうぞ。

○神吉委員

国内的な観点から申し上げますと、日本語教師の資格制度により教育の質を高めることで、共生社会の構築に資するというのが一つの目的になると思います。ただ、この共生社会の構築とは、恐らく、海外だと少し違う文言になるのかもしれませんが。

○野田座長

ありがとうございます。この目的については、先ほど(1)，(2)に関する御意見をいただいた中にも入っていましたので、事務局の助けも借りながら、こちらの方でまとめて、次の日本語教育小委員会に報告するという形にさせていただければと思います。

それでは、次の検討事項2に移ってもよろしいでしょうか。それでは、検討事項2ですが、こちらは資格の名称・有効期限です。資料4に(1)から(6)という6項目に分かれて載っています。ここでも議論を整理するために、一つずつ順番に検討していきたいと思います。

まず(1)資格の名称についてです。現在、日本語教師と言われることが多いですが、資格を持っている人の名称として、何という名称にするかということです。御意見いただきたいと思います。もちろん、この資格制度がどうなるかによっても変わってくると思いますが、井上委員，どうぞ。

○井上委員

日本語教師という名称が一般的に通っているので、日本語教師という名称は、その資格の中に残すべきではないかと思います。

○野田座長

日本語教師だけですと、いわゆる一般的な日本語教師と区別できないので、日本語教師という部分は残すけれども、何かを加えるというイメージでよろしいですか。

○神吉委員

例えば、心理師であれば、公認心理師などでしょうか。

○野田座長

ほかの公的な資格について、事務局で情報がありますか。公認はかなりあるということですね。

○増田日本語教育専門職

公認あるいは認定も多数ございます。また、キャリアコンサルタントなどもございますので、何か日本語教師を言い換えるという選択もあろうかと思いますが。

仮に日本語教師という職業名を生かすのであれば、公認あるいは認定などを付加するということがあると思います。現在、一般的に日本語教師という名称が広く使われていますので、そのことと混乱を招くのではないかという懸念の声もあろうかと思いますが。どのように区別するかということについても、御審議いただけたらと思います。

○野田座長

日本語教師という言葉を用いると、混乱を招くかもしれないから、ほかの呼称が良いのではないかと御意見があるということですね。このことについて、先ほど井上委員から、日本語教師は是非中に入れる方が良いという御意見がありました。ほかの方、いかがでしょうか。

○戸田委員

日本語教師という名称がようやく認知されてきている現在ですので、日本語教師という名称は残した方が良いと思います。

○辻委員

私も同じ意見です。

○小林委員

混乱が起きるのは、創設当初ではないかと思えます。日本語教師には公認とそうではない日本語教師がいるということが世間に広く浸透したら、20年後、30年後になってまで混乱は起きないのではないかという気がします。

○神吉委員

このことは、資格のタイプと関連すると思えます。いわゆる名称独占を考えるのであれば、単なる日本語教師というのは恐らく無理でしょう。ほかの人が日本語教師を名乗れないというのは、業界的にまずいだろうと思えます。そうしたときに、例えば、先ほどの公認日本語教師といったときに、資格を持っていない方は、日本語教師とは名乗れるが、公認日本語教師とは名乗れない。公認の人は常に、「私は公認日本語教師です」と言わなければならないということになります。

○野田座長

資格としてはですね。職業は日本語教師でいいのでしょうか。

○神吉委員

公認の日本語教師です。

○小林委員

そういう職業は、ほかにあるのですか。

○神吉委員

公認会計士ではない人が、「私は会計士です」と言えますか。

○増田日本語教育専門職

普通言えないと思うのですが、正確なことはお調べして次回お答えさせていただきます。恐らく、公認を付けても、日本語教師としては同義になってしまうことが多く、紛らわしいという指摘をどうするかということがあると思えます。

○野田座長

代わりの名称の案があれば検討したいと思えますが、何かありますか。

○神吉委員

いずれ議論を進めていく中で出てくることだと思えますが、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」報告を踏まえると、基本は日本語教師ではないかと思えます。教員は、学校教

員との区別もあり、難しいですね。

○野田座長

教員は、資格の名称としては適当ではないように思います。

○神吉委員

職業分類のようなものですね。教諭は使えませんし、片仮名は使いたくありませんね。

○小林委員

どんな片仮名が考えられますか。

○神吉委員

御社のインストラクターなどでしょうか。

○小林委員

弊社のインストラクターは職階の名称であって、職業の名称ではありません。

○神吉委員

そのように使われているのもありますね。それから専門家もありますね。

○野田座長

専門家と言うと、国際交流基金の日本語教育専門家のイメージがありますね。

○神吉委員

もう少し概念が広い気もします。日本語教育士などは、職人のようですし、ほかに思いつきませんね。

○小林委員

これは資格の名前であって、職業としては日本語教師ということになりますね。

○野田座長

そうです。

○小林委員

その中に、公認の資格を持っている人と持っていない人がいるわけです。例えば、履歴書など正式な書類には書くし、名刺に書く人もいるかもしれません。日常会話の中では、その資格を持っているかどうかの問題になることは、実はあまりないのではないのでしょうか。

○神吉委員

公認と呼べということは普通はありませんね。

○野田座長

採用などで資格が問題になるときだけ用いられるもので、一般に「職業は？」と言われて、「公認日本語教師です」とは言わないということになるのでしょうか。

○小林委員

そうですね。例えば「建築関係です」と言うのであって、一級建築士を持っている人もいれば、持っていない人もいるということでしょうか。

○野田座長

そうしたら、委員の皆様の御意見は、日本語教師を含めた名称ということでよろしいですね。そうすると、今出ている案としては、公認日本語教師と認定日本語教師ですね。いかがでしょう。

○井上委員

国が認定するのであれば、公認という方が一層意味がはっきりします。どこかの団体が認定しているわけではないという意味になります。もう一点、名称に関してですが、日本語教師が海外でも活躍するということを考えた場合に、英語の名称も同時に考える必要があるのではないかと思います。

○野田座長

英語の名称は、ほかの資格の英語名について何か統一ルールがあるかどうか、今分かりませんが、検討事項としましょう。

○辻委員

認定というと、どの団体が認定しているのかによって、何々認定のように言わなければいけなくなりますが、公認であれば、公的な資格であることが言い表されると思います。

○野田座長

そうですね。

○神吉委員

本質からずれるかもしれませんが、例えば、公認日本語教師を資格名称にしたときに、どこかが「認定日本語教師」という資格を作るのではないのでしょうか。そういう混乱を避ける方法も検討すべきだと思いました。

○野田座長

恐らく、資格要件を定める上で規定があるでしょうから、そのことについては、事務局の方で検討して情報をいただければと思います。資格の名称については、「公認日本語教師」という御意見でまとまってきたと考えてよろしいですか。

資格の要件などは時代と共に変化することがあろうかと思いますが、資格の名称は一度決めたら、まず変えられないと思います。ですから、慎重に検討する必要がありますが、皆さんの御意見がまとまったということで一旦小委員会に御報告させていただきたいと思います。よろしいですか。

ありがとうございます。（２）資格取得（登録）の要件に移りたいと思います。

資料５に図式化されたものがあります。現行の法務省告示基準の教員要件は、資料５「日本語教師の資格の仕組みイメージ（案）議論のためのたたき台」の２枚目の図にあります。今回のたたき台が１枚目ということになりますね。

前期の議論では、資質・能力を客観的に測るための試験を行うことと、それから、教育実習を必須要件とすることが示されています。これは詳しくは参考資料１に書いてあるとおりです。この資格の要件について、御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。井上委員。

○井上委員

私は告示校の立場から主に発言いたしますが、告示校の場合、高等教育機関への進学をする留学生在が約７割います。そういう観点から、告示校における日本語教師は、やはり大卒という学歴要件が必須になってくると思います。

日本語教師という資格が決まって、２０年後、３０年後を見据えた場合、情勢は今とはかなり

変わっている可能性があります。学習者や日本語教師を取り巻く状況は大きく変わっているときに、そういう変化に対応できる教育人材を考えたとき、基礎的な教養を、底力として備えているべきだと思います。変化に対応できる教育人材という意味から、大卒という学歴要件というのは必要なのではないかと思います。

○野田座長

今の点は、この要件として、試験とは別に学歴の要件を課すという御意見ですね。

○井上委員

はい。

○野田座長

ありがとうございます。神吉委員。

○神吉委員

同じく、私も学士の学位は日本語教師に必要なだと思っています。別の観点から言うと、海外における日本語教師のお話が先ほどありましたが、学士がないと在留資格が取れない国・地域は相当あると思います。国あるいは公的な資格として日本語教師を位置付ける場合、海外でビザが取れない日本語教師がいるというのは、専門家というのに余りにも厳しいのではないかと思います。実際に海外で仕事をする人は相当数いると思いますので、そういうことを考えたときにも、学士要件は外せないのではないかと思います。

○戸田委員

告示校で日本語を教えるときには、高等教育機関に進学する学生が7割ということであれば、学士要件は大事であるという御意見はごもっともなのですが、私は、資格を考えるときに、入口を閉ざすことが果たして良いのかどうか、ほかの資格とも考え合わせて決めていく必要があるのではないかという意見です。統一試験を受け、合格できるかどうかという一つの大きなハードルを課すわけですから、学士というハードルについては慎重になるべきではないでしょうか。

○野田座長

ほかの資格がどうなっているかについて、事務局の方に今の段階でまともなものがありませんか。

○増田日本語教育専門職

余り多くの事例はないのですが、最近では、公認心理師という資格において、大学院修了者に試験受験資格が認められますが、専門学校等で心理学等の科目を修了した方の場合は2年以上の実務経験を積むことで試験受験資格が与えられるといった要件がございます。ほかに技術士などそれぞれの資格によりますが、日本語教師は、教育に関する職業ですので、そこは分けてお考えいただいて良いのではないのでしょうか。

平成30年の国語分科会報告では、日本語教師の専門性について「人間の発達に携わる教育者である」と御提言いただいているところです。単なるインストラクターとは一線を画した報告をいただいたと認識しております。

あるいは、日本語教師の資格としては学歴要件は設けないが法務省告示の教員要件としては別途求めることとするということも、制度の建付けとしては可能かと思えます。

○神吉委員

今の話で確認したいのですが、新たに検討する試験を実施するとした場合、受験資格の問題と、資格の（仮）公認の問題は分けて考えた方がいいと思います。先ほど業務独占ではないという話

でもあったとおり、日本語教師の仕事はできるわけです。そこで職業としての入口を閉ざすわけではありません。ただ、専門性を持った有資格者という観点では、何らかのハードルが必要ではないかという議論の中の学士要件ですので、排除することにはならないと思います。

○野田座長

そうですね。辻委員，お願いします。

○辻委員

今、実際に告示校では、420時間の日本語教師養成研修と併せて学士要件を明確に課しています。よって、告示校の現場では、恐らく大きな問題にはならないのではないかと思います。それ以外の領域で、特に生活者に対する日本語教師の場合、寄り添うということにフォーカスが当たる仕事もあると思います。

公認日本語教師というような概念で扱うときに、学士要件を求めることによって海外での道が開け、これから日本語教師を目指す方たちへのキャリアプランとしての道筋が見えるのではないのでしょうか。それから、今、告示校の教員要件に関しては、資格ではなくて要件になっているため、非常に色々なケースがあり、採用する際に非常に複雑です。日本語学校の採用担当にとっても明確ではないと思えるような現状があります。「私の学校では資格のある教師を採用しています」と説明するのですが、「実は日本には日本語教師の資格なんてないでしょう」と言われると、元も子もない状況です。留学生を受け入れるに当たっての国際的な信用もあると思います。そのような日本語教育の現場の質を外に向かって担保する意味でも、学士を要件とすることは、私は必要なことであると考えます。

もちろん、学生要件を満たさない方に日本語教師ができないわけでは全くないので、各活動分野や対象、場面に応じた形での採用がなされればよいのではないのでしょうか。専門性のある方を入れて日本語教育を行っていく道を明確にすれば何ら問題がないはずです。上下関係などではないという捉え方で、公認された資格というものが示され、そこに、ほかの職業と同様に、大卒の要件が求められる領域の資格という捉え方ができると良いと思います。

○野田座長

ありがとうございます。戸田委員。

○戸田委員

そうすると、このブルーとグリーンとピンクの囲んであるところの※の受験資格の意味というのはどうなるのでしょうか。

○野田座長

先ほど神吉委員からも出ましたが、受験資格と資格要件は別とお考えください。それは別の検討項目に登録の方法・体制とありますので、そこで議論した方が良いと思います。

○戸田委員

分かりました。

○野田座長

私我先取りして言うと余り良くないのですが、恐らく、大学在学中の段階で試験に合格して、大学を卒業後に登録し資格が得られるという可能性も十分あるわけですから、受験資格とは別だと考えれば解決すると思います。

○小林委員

そうすると、受験資格はなく誰でも受けられるということになりますね。ですが、合格しただ

けでは資格の登録要件を満たさないということになるわけですね。

○野田座長

誰でも受験できるようにするかどうかは検討が必要ですが、基本的にそうですね。

○小林委員

この試験がどういうものかは今後の検討だと思うのですが、全員が受けるという形になってします。教員免許は、認定された課程を修了した者であれば、教員免許は出ます。しかし、教員資格は取得できても、採用されるかどうかは別の話になりますね。試験の一部を免除とありますが、主専攻を修了した場合は、試験を全部免除というか、日本語の主専攻の学士取得がこの試験に代わるような方法も選択肢として考えられるでしょうか。

○野田座長

それは、可能性としては考えられます。

○小林委員

その場合、教職のように課程の認定という作業が入ることになりますね。そのようにしないと、結局、養成課程で勉強する人が減りませんか。試験を受ければいいのであれば、受験料を払えばということになるし、経過措置としては良いとは思いますが、20年後、30年後の若い人から見たときに、公認日本語教師というものが、どういう資格に見えるだろうと考えると、やはり主専攻でしっかり勉強したら、試験合格と同等であるとして認める資格の仕組みにした方が良いと思います。

○野田座長

主専攻の対応については検討が必要ですね。資料5「日本語教師の資格の仕組みイメージ（案）議論のためのたたき台」の1枚目は、試験の一部免除ということは書いてあるのですが、全部免除という可能性も考えられます。

確かに、主専攻修了者も副専攻修了者と同様に、試験を受けないといけないとなると、主専攻の存在意義がなくなるということはあるかもしれません。主専攻は、4年間ですから、相当のお金と労力をつぎ込んでいるわけです。試験は、一日で終わるものですから、4年間で学ぶものと比べものにならないぐらい簡単だと思われる人たちにとっては、大学で学ぶことを選ばない可能性がありますね。

ほかに、教育実習などについても、いかがですか。大体方向性としては既に出ているかと思いますが、いかがでしょうか。

○小林委員

主専攻で試験の受験と絡めるのであれば、主専攻がしっかり教育実習を行っているかどうかを含めた課程認定にしないと、恐らく代わるものにはならないので、課程認定は大変な作業になるだろうと思うのですが、その方がいいような気がします。

○野田座長

はい。分かりました。

○神吉委員

今、主専攻で日本語教育課程を持つ大学はどのぐらいあるのですか。

○増田日本語教育専門職

文化庁の日本語教育実態調査では日本語教師養成を行っている大学は、185という数字があ

りますが、主専攻か副専攻かは分けておりません。今年、日本語教育総合調査において、全ての大学に対して調査を実施する予定です。主専攻の学部をお持ちの国立大学からは、副専攻と全く同様になることについて、御懸念の声は頂いています。一方で、自由に大学が教育内容を設定できるというのは、大学の特色であるわけで、課程認定のような形で科目を縛られた場合に、課程そのものの維持が可能か、大学の在り方としてどうなのか、関係者によっても御意見が分かっているようです。

○小林委員

主専攻として試験免除を希望する大学は課程認定を受ければ良いのであって、それは自由なので、自由に課程を作りたい大学と、ある程度の枠組に沿ってでも課程認定を受けた上で資格要件を満たす課程として設置したい大学があると思います。日本語教育を主専攻とする大学がすたれていくことにならないような仕組みにする必要がありますね。また、大学をはじめ、教員養成をする人を循環していかないと、目の前の日本語教師は育つかもかもしれませんが、誰が次の世代を育てるかというあたりまで考えた設計にしないと危険だと思います。

○野田座長

この議論は重要だと思うのですが、検討課題8、試験の一部免除の導入の可能性で検討することになります。今日はここまでにしておきまして、検討事項8のときに、しっかり議論して結論を出したいと思います。

○小林委員

はい。

○神吉委員

1点確認させてください。試験受験の先に、合格があつて、教育実習があつて、その他の要件というのがあります。これは学士ではなくて、その他の要件ということになりますか。つまり、この試験のラインを通過してきた人は、学士ではなくても、要件を満たしてしまうことになるわけですか。

○野田座長

それはまだ決まっていないと思います。その他の要件は学士を含む可能性もあるという、そういう意味合いですね。

○増田日本語教育専門職

はい。現状の法務省告示基準の教員要件では、日本語教育能力検定試験合格者は、それだけで要件を満たすこととなっております。そのため、高校卒業、短大卒業の方もこれまではいらっしやいます。今後、日本語教師の資格を整備する中で、時代に合わせて学士を含め、要件を検討いただきたいということです。

○野田座長

皆さんの御意見を伺ってということになります。

○神吉委員

先ほどの議論では、ここにも学士要件が入るということで私は理解しました。その他の要件で、ほかに考慮すべきこととは何でしょうか。

○増田日本語教育専門職

それは、検討項目6に挙がっております。例えば、年齢などです。

○神吉委員

分かりました。

○野田座長

ほかの項目とも絡み合っているのですが、今日は4番までということで、次の小委員会にここまでの部分を報告して、そこでまた議論が必要です。お気持ちはよく分かるのですが、改めて時間をとって検討するというにさせていただければと思います。

○増田日本語教育専門職

本日の委員方の御意見としては、公認日本語教師（仮称）の資格要件として学士要件は入れるという御意見でよろしいでしょうか。

○野田座長

この点に関しては、このワーキングでは、学士の要件を入れるということで、小委員会に報告させていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、その次に参りますが、（3）登録の方法・体制ですね。先ほど少し御意見が出ていましたが、資格取得の要件を満たした人が、登録機関に登録することで、資格の証明を得ることが提案されています。ほかの資格でもよくあることだと思いましたが、この仕組みについて、改めて御意見ありましたらお願いしたいと思います。神吉委員。

○神吉委員

この登録機関とは、国の機関でなければならないなどの何か制約はありますか。

○増田日本語教育専門職

公的な資格の場合には、国が指定する機関ということになります。民間資格であれば、その限りではありません。

○神吉委員

別にその指定する機関が民間であっても問題ありませんか。

○増田日本語教育専門職

はい。

○神吉委員

分かりました。これは少し違うかもしれないのですが、登録した日本語教師のうち、希望する人は、登録状況が外に見えるようにしておいたらいいのではないのでしょうか。例えば、公認の日本語教師を探したいと世の中の人が思ったときに、アクセスして探せるような有資格者の一覧です。居住地や勤務地に紐づいて仕事をお願いできる仕組みがあると、この公認と登録がうまく社会的に機能するのではないかなと思いました。

○小林委員

それは、登録機関がおこなわなくても良いのではないのでしょうか。日本語教師の求人サイトや人材バンクなどが別にあればいいのではないのでしょうか。国や公的な資格登録機関が斡旋のようなことは必要はないので、やめた方がいいような気がします。

○野田座長

これは資格制度ができた後の運用と言いますか、もっと先の話ですね。何かございますか。

○増田日本語教育専門職

登録については、資格の期限あるいは更新についてなどが関わってくるものが考えられます。何らかの証明を出すことになるのであれば、機関が必要になりますので、登録の仕組みがあった方がいいのか、要らないのかについて御意見を頂ければ十分です。

○神吉委員

登録するかどうかということですか。

○増田日本語教育専門職

はい。現在の法務省告示校は、教員要件の登録は行っていません。都度、色々な証明書類を出していただいて、教員要件を満たしているかを確認している状況です。登録という手間を掛けることによって、登録料が発生することにもなります。

○野田座長

登録機関がない場合は、その試験の合格証や、大学の卒業証明書を都度提出して確認するという形しかないということですか。

○増田日本語教育専門職

そうなると思います。

○辻委員

今は実際、日本語学校が変わるときには、一々それを全部出していますが、公なるものを付けるとしたら、当然管理する機関が必要ですね。

○野田座長

それがないというのは考えられないと思いますが、これについては、この後の議論を進めるための前提ぐらいの話でしょうか。

○小林委員

試験に合格したら教育実習というプロセスがありますが、この教育実習の修了認定というか、質的評価はどこが行うのですか。

○野田座長

それは、どうでしょうか。恐らく教育実習の認定を受けた機関ということになるのではないのでしょうか。

○小林委員

新たに、認定420時間養成研修機関ができ、主専攻にも課程認定ができ、教育実習認定機関のようなものが作られ、そこで教育実習を受けて合格したら登録でき、教育実習を受けたが不合格だった場合は、試験に合格しても登録できないということになりますね。

○増田日本語教育専門職

現時点ではあくまで構想であって、正解はありません。制度としてこうした方が良いということ委員の皆様にご提案いただきたいと思っております。果たして現実的に日本全国でできるのかという問題もあります。

今現在420時間日本語教師養成研修実施機関の中には、教育実習だけ受講できるようなコースを持っている機関も沢山あります。今後、大学等でも、就労者に対する日本語教育を行う機関でも、多様な場所で教育実習が受けられるように設計することも考えられるわけです。多様な教

育機関の中から、自ら選択的に教育実習が受けられるようになれば、教師の活躍の幅も広がってくるのではないのでしょうか。

○小林委員

新たな資格試験は筆記試験だけという前提なのですね。

○増田日本語教育専門職

それも含めて、実現可能なものを御議論いただきたいと思っております。事務局にお尋ねいただいても、事務局が決めているわけではございませんので、すみません。

○神吉委員

資格試験が筆記以外というのは現実的にどうでしょうか。教育実習や実践を行う主専攻や養成講座は一体何をするのかという話になってくるようにも思います。イメージ図を生かすのであれば、試験は筆記で、知識を確認し担保して、スキルは養成課程の中の実践的な部分で育成すると考えるのが自然ではないかと思えます。教育実習を試験として実施するというのは現実的に難しいですね。

○野田座長

試験に実習的な要素を加えるのは、現実的ではないと思えます。前期の議論のイメージでは、試験は筆記試験ということで理解していました。ただ、現在の教員要件で試験合格のみの場合の課題もあるので、教育実習を別に行う必要があるという提言も報告で示されましたね。そういうイメージで作られていると思えます。それでいいかどうかも含めて、御議論いただければと思います。

○神吉委員

先ほどもお話ししましたが、質的な部分に加えて、量の確保というのも当然課題になっていると思えますので、この試験は、ある種の大規模試験だと思えますが、ここに筆記試験以外の要素を入れるのは、現実的ではないと思えます。それより、養成課程で時間を掛けて実践的な部分を指導するようにしたほうが、教育効果としても良いと思えます。

教育実習を試験するのは難しいですね。じゃ、今からテ形の導入やってくださいというようなことになるのか、読解授業をやってくださいなど、色々ありますね。学習対象者も考えると、試験の取り回しとして現実的ではないような気がします。

○野田座長

現実的には無理じゃないですか。一斉にというのは。

○辻委員

神吉委員がおっしゃったのは、模擬授業のようなイメージですか。

○神吉委員

実技と考えたら、そうですね。

○辻委員

しかし、教育実習とうたわれているので、どこかで必ず教育実習を受けていることという要件だと私は理解しました。これまでの議事録を拝見した中では、模擬授業は採用の際に、採用機関が模擬授業を行い査定をすればいいわけですが、恐らく日本語教師としての基礎力がどれくらいあるかを見たい場合に、現行の日本語教育能力検定試験には、そういった授業力を知識として測る部分はありますが、実践で測るところはないというのが長らくの課題でした。その点がこの報

告に出てきているのだらうと思いました。

○神吉委員

私は試験は筆記でいいという意見です。

○野田座長

皆さん、よろしいでしょうか。では、その方向でまとめたいと思います。

時間も限られていますので、次に（４）資格に有効期限を設けるかどうかに関する検討に移りたいと思います。井上委員，どうぞ。

○井上委員

有効期限はあった方がいいと思います。例えば、大学の教員養成課程を出て資格を取ったが、すぐには日本語教師としては働かないで、一般の企業に勤めた場合、女性の場合は子育てがあったりして、資格取得後すぐには日本語教師の職に就かないようなケースがありますね。色々な職業経歴を経て日本語教師になりたいという人材は、潜在的に沢山いると思います。そういう人材を大切にするという観点は必要だと思っています。

しかし、10年も経てば、社会的な情勢はかなり変わってきますし、大学時代に身に付けた知識やスキルも忘れていくこともあるでしょう。一定の期限を設けて、日本語教師として働きたい場合は、何らかの条件を付けて働けるようにするというような仕組みが必要ではないかと思えます。

○野田座長

ありがとうございます。皆さん、いかがでしょうか。

○小林委員

今の例はブランクがあった人の話なのですが、大卒ですぐ日本語教師として勤め始めた人も、5年なり10年なり経過したら、教員免許の更新講習のような形で講習を受けるという理解ですか。

○井上委員

私は、それもあっていいのではないかと思います。

○野田座長

それは一律にするしかないのではないのでしょうか。その間、働いているかどうかで区別するというのは無理だと思います。有効期限といったら、誰にとっても同じ有効期限ですね。

○辻委員

更新をするときの要件として、日本語教師として教授経験を積んできたのか、教えていなかったのかを入れるという可能性は考えられるのでしょうか。取り直しは厳しいでしょう。

○野田座長

それについては、次の更新要件の検討事項（５）になるかと思うのですが、ここで、例えば、研修の一部を免除するとか、そういうイメージですかね。

○神吉委員

辻委員がおっしゃったように、期限が来て取り消しになって、もう一度取り直しというのは、実態に合わないと思っています。有効期限の考え方だと思うのですが、例えば、5年なり10年の期限があり、それを過ぎたら、更新をしなければ公認日本語教師とは名乗れない。でも、もう

一回、資格を取り直さなければいけないのではなく、更新研修を受ければ復活するという制度が良いと思います。教員免許と同じような仕組みをイメージしています。

○野田座長

次の（５）資格の更新要件の議論と密接な関係がありますので、それと併せてということになります。有効期限が切れたら取り直さないといけないということがないようにしたいということですね。運転免許の試験は一回更新を忘れるともう無効になるのですよね。

○神吉委員

取り直しです。

○野田座長

教職の免許は、講習を受ければ、また有効期限が始まるということですね。これについても御意見いただければと思います。多分、（４）、（５）、有効期限と更新要件というのが密接に関連あると思いますので、両方含めての御意見で結構です。

○戸田委員

今までの議論について何ら反論はないのですが、更新要件に関連して申し上げると、日本語教師を続けている人と、休んでしまって、今の状況が十分に把握できていないという人がいると思います。私はそれぞれに何らかの研修が必要だろうと思います。その研修の内容は、区別する必要があるだろうと思います。

○神吉委員

難しそうですね。例えば、年限を１０年としたら、８年の教育実績がある人はどうか、５年の人はどうかとなると、建付けとしては難しいのではないのでしょうか。

○戸田委員

難しいでしょうか。

○野田座長

プライベートで教えていたものを数えるか、どのように証明できるかなど色々なケースが出てくるでしょう。実際に、講習の大枠はこのワーキングで決めたいということです。有効期限はどのぐらいが適当かという御意見もお願いします。

○小林委員

あくまで資格の制度であって、スキルアップはまた別に自己努力しているわけです。５年とした場合、更新の期間を倍用意しなければいけません。１０年でもかなり大変です。

○辻委員

参考になるか分かりませんが、OPIのテストの更新は４年です。あっという間という印象です。そのたびに、被験者を探したりしなければならず、一息つくと、また次の更新が来ます。４年は短いというのは申し上げられると思います。

○野田座長

そうすると維持する人は少なくなりますよね。

○小林委員

制度が始まると、１０年後に更新する方が団塊の世代のように塊で来るのでしょうかね。

○野田座長

例えば、更新期間を10年にした場合、10年後には多くなる可能性がありますね。

○小林委員

そうですね。例えば、免許も誕生日の日に行かなくてもいいわけです。8年、9年、10年あたりに受けられるようにすると考えると、10年程度が妥当だと思います。

○野田座長

教員の免許も10年ですね。それに準じる程度が適当だろうということでしょうか。

○辻委員

それでいいと思います。2年間の間に何らかの研修を受けるということです。

○神吉委員

期限を設けるという方向で議論が進んでいますが、何のためにということを確認しておいた方がいいと思います。基本的には、小林委員がおっしゃったように、ブラッシュアップ等々はそれぞれ研修等を受けているはずで、つまり、有効期限を設けるということは、資質・能力を向上させるためではなく、あくまでも、時代の流れがあって、資格の制度の中で、基本的に知っておいてもらいたい必須の教育内容の項目がある。それが10年の間に状況は変わるだろうから、その部分を最低限アップデートするという考え方でよろしいでしょうか。

そうすると、ハードルを上げる必要はなく、ごく基本的な知識のアップデートという考え方で有効期限と更新要件ということによろしいですね。

○野田座長

そういうことによろしいでしょうか。

○神吉委員

そうであれば、10年という期限で更新講習を受けることに、私は賛成です。

○野田座長

最初に受けたときの試験の内容と、10年後の試験の内容は、恐らく変わっていますね。そこを埋めるぐらいのイメージだと思います。資格の有効期限、それから、資格の更新要件に関して、御意見ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、(6)欠格事由を設けるかどうかということに関してですが、これは、ほかの資格でも基本的なところは似た形で設けられているのではないかと思います。事務局から情報を頂いた方がいいでしょう。

○増田日本語教育専門職

欠格事由を設けるか否かという点ですが、ほかの資格でも、例えば、禁錮以上の刑に処せられて、そこから2年経過しない人や、法律で罰金刑を課せられている方、登録を取り消されて、取り消しの日から2年経っていない方などの欠格事由は設けています。欠格事由を課すかどうか御議論いただければと思います。

○井上委員

この報告の中に、「日本語教育人材に求められる資質・能力について」とあり、そこに、「国際的な活動を行う教育者として」と書かれていますので、日本語教師というのはあくまでも教育者であるという観点から、それに必要な欠格事由というのがあべきだと思います。

○野田座長

ほかに日本語教師の資格の欠格事由に入れるべき観点がありましたらお願いします。ほかの資格を参考に欠格事由を入れるという方向で取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、検討事項3、試験の内容について、御意見いただきたいと思います。

まず(1)試験が備えるべき要件です。既に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」に示された必須の教育内容があります。ほかに加えるべきものがあるか、これは必要ないということも含めて、御意見いただければと思います。

それから、教育実習が別にあるわけですから、それとの関連で、試験にはこういうものが要らないなどでも結構です。

○小林委員

受験資格に母語は絡むのでしょうか。

○野田座長

小林委員はいかがお考えですか。

○小林委員

もし母語を受験資格に入れないのであれば、何らかの形で日本語運用能力を入れないといけないのではないのでしょうか。それは教育実習で見られるという考え方もあると思うのですが、マークシートだけの場合、読み書きはできるが話せないという人が合格してしまう可能性があります。

○野田座長

そうですね。ただ、母語を受験資格にするというのは無理なのではないでしょうか。

○小林委員

逆です。母語を受験資格にしない方がいいと思うので、そうじゃない部分を試験で担保するのか、教育実習で見るとかという意味です。むしろ、国籍や母語を受験資格の要件とすることはやめた方がいいと思います。

○神吉委員

つまり、受験資格としては問わないが、この資格の全体の中では、どこかで母語が見られるようにした方がいいのではないかということですか。

○小林委員

別に、N1合格などでなくていいと思うのですが。あるいは、試験の内容や出題形式を工夫するなどしないといけないのではないのでしょうか。

○辻委員

例えば、日本語教育能力検定試験の記述式問題で問われている部分ですね。

○神吉委員

考え方として、基本的に試験はノンネイティブを排除するという方向ではないと思います。一般的に、現状の大学専攻や420時間養成研修では、日本語が基本的にできないと修了できないというつもりだと思っています。問題なのは試験のルートだと思うのですが、今小林委員がおっしゃったように教育実習である程度見ていけば良いのではないのでしょうか。資格要件は満たしていても日本語運用能力に問題があるといったことは、雇用する際に、雇用主が必要に応じて見ていくのではないかと思います。

逆に、日本語よりもベトナム語ができた方がいいことがあるかもしれません。基本的な知識と

スキルは持っているというようなケースも含めて考えたらいいのではないかと思います。したがって、要件としては考えなくてよいと思います。

○小林委員

私も、要件という提案ではありません。

○野田座長

特に話すことについては、教育実習の中でできていなかったら、教育実習修了という形にはならないと考えるということになるでしょうね。

○小林委員

そうすると、どういう教育実習なのかが大きいですね。

○辻委員

教育実習実施機関が信頼できる機関かどうかだと思います。

○神吉委員

そこですね。そもそも、資格認定として考えると、発想として性善説でいいのかどうかですね。

○増田日本語教育専門職

すみません、教育実習については、別の検討項目として設けておりますので、そちらでまた御議論いただければと思います。

○辻委員

分かりました。

○野田座長

それでは、母語は試験の要件にはしないということです、よろしいですね。この点に対しての御意見、ほかにあればお願いしたいと思います。

○神吉委員

必須の教育内容を踏まえるというのが基本中の基本ということでよいと思います。

○井上委員

この報告書の中に必須の教育内容が出ていますが、66ページ以降に、教育課程編成の目安として、大学における主専攻の場合と副専攻の場合、420時間のコースの場合がそれぞれ例示されています。参考として単位数も出ています。この単位数がその項目の重要性を物語っているところがあると思います。そういった観点から試験にも分野によって軽重を付けるということがあってもいいのではないかと思います。

○野田座長

報告に基づくと、普通はそうなりますね。性善説かもしれませんが、そうしていただかないといけないと思います。

○井上委員

一応念のために申し上げました。

○小林委員

試験は紙で行うのですか。もし海外の人がWEBで試験を受けたら、教育実習はどこで受けるのでしょうか。来日して教育実習を受けなさいということですか。

○野田座長

海外でそういう機関があればよいのではないかと思います。

○小林委員

認定すればですか。

○野田座長

教育実習は海外で行っている日本の大学はかなりあります。そういうことも含めて、特に制約はないと思います。

○小林委員

文化庁が海外の機関を認定するという事は、仕組みとして出来るのですか。

○増田日本語教育専門職

例えば指定管理機関や教育実習の実施機関にその機能を持たせることで可能になるのではないかと思います。事務局として答えを持っているわけではありませんが、将来的な日本語教師の養成を視野に、受験方法についても具体的にどうなると良いか御意見を頂けたらと思っております。

○野田座長

御意見としては、試験に関して、筆記試験以外にWEB受験もあった方がいいということでしょうか。

○小林委員

そうです。

○野田座長

次に、試験の実施方法・体制に移ってよろしいですか。先ほどの検討事項3の(1)の試験が備えるべき要件は、この報告に基づいて行うという結論でしたが、次に(2)の試験の実施方法・体制について御議論いただきたいと思います。ほかに、試験の実施方法・体制について御意見ありましたら、お願いします。

○辻委員

文化庁が試験を直接実施するのは不可能だと思いますので、要件を定めて、その試験を実施する機関を定めることになりませんか。

○増田日本語教育専門職

指定試験機関を定めるということは、一つのケースとしてはあります。民間資格にするのであれば、民間の機関が実施する試験を国が認定するという方法もあると思います。

○辻委員

その場合、試験実施機関を一つにするのか、いくつかの機関を認定することも想定できますか。実施が1年に1回試験を実施するよりも、複数回の方が、更新講習も併せて行うといいと思いますので、実施場所が複数あることを提案したいと思います。

○野田座長

受験機会をできるだけ多くしてほしいということですね。

○戸田委員

同じ意見でございます。今、日本語教育能力検定試験は年1回ですが、複数回あれば良いかと思えます。

○野田座長

この複数回ということに関しては、実際に実施体制がとれるか、現実的な問題はありますが、できるだけ機会を作る形が望ましいということですね。

この試験の実施方法・体制に関連してですが、現在、民間試験として日本語教育能力検定試験がありますが、次回の日本語教育小委員会でヒアリングを予定しています。そのヒアリングを受けて再度検討するということになります。検討事項3については、よろしいでしょうか。

それでは、次の検討事項4に参ります。試験の受験資格です。試験を誰で受験できるという形にして良いか、改めて御意見いただきたいと思えます。年齢制限なども、ここに含まれます。

○辻委員

学士という要件を入れるとすれば、当然10歳はいないかと思えます。年齢の上限の制限が必要なのでしょうか。今の運転免許の問題もあります。

○野田座長

80歳以上は認めないといったことでしょうか。そういう発想はしていませんでしたが、年齢制限があった方がよいという御意見ですか。

○辻委員

いえ、私は、今の日本社会のことを考えると、自分も含めまして、高齢者の人たちがいかに元気に働くことが日本社会を支えるかという要素も強くなってきています。日本語教師の仕事は、今までの経験が活かされる要素が多いですから、試験を受けるに当たっての制限として、上は要らないと思えます。ただ、将来的に学校教育がどう変わるのか分かりませんが、飛び級が許されるようになったとき、井上委員がおっしゃったように、世界に向かって色々なことを表現していく立場の教育者としては、万一、試験に合格したとしても、年齢に一定の制限があった方がよいのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○井上委員

これは試験の受験資格ということですよ。資格として最終的に認められるためには、教育実習もあるし、その他の要件も出てくるわけですから、ここでは、この試験の受験資格だけを問われていると理解しているので、特に年齢制限はなくてもいいのではないかと思えます。

資格としては、学士の要件が付くだろうということ、また採用されるときに、それぞれの現場で年齢的な要件が加わってくるかもしれません。

○辻委員

資格としての年齢制限は自ずと生まれるけれども、受験資格は制限を設けなくていいということですね。

○井上委員

はい。高校生で、日本語教師に憧れて、頑張って勉強して試験を受け合格し、大学を出たら資格を取って、この仕事に就きたいという人があってもいいと思っています。

○辻委員

この試験は、試験だけが一人歩きする可能性がありますか。私は、仕事に就くということを前提に、資格を取るというために試験を受けるので、試験を受けて、教育実習を受けて、そして、資格を取るというラインが一つのセットのように考えていました。

○井上委員

でも、それは、順番は別に問われていないわけです。高校生は極端な例になりましたが、大学に入って日本語教育を専攻して、すぐにこの試験を受けて、あと教育実習とその他の要件を備えれば、卒業後、すぐに資格取得ができるということです。

○辻委員

それは想定できたのですが、実習を受けるのがいつになるのか分からないけれども、とりあえず試験だけ受けておくということが起こり得ますね。

○野田座長

そうですね。

○辻委員

そうすると、試験の合格の有効期限が生まれてくるのでしょうか。

○小林委員

私も今それを思ったのですが、資格を取ると、その有効期限は10年でブラッシュアップする、情報もリニューするが、試験を受けてから教育実習までが例えば15年あるというのも想定するのですか。

○野田座長

そうですね。それは考えていませんでした。ほかの資格がどうなっているかも含めて検討しましょう。そういう期限があるケースもあるかもしれませんね。幾つかの試験に何年以内に合格しないと資格が得られない場合もあるはずですので、ほかの資格も調べていただいて、改めて検討することにしましょう。確かに、盲点になっている部分かもしれません。

○戸田委員

受験資格について議論するのであれば、試験にだけ受験資格があるのではなく、全体の受験資格ということではないでしょうか。

○増田日本語教育専門職

現行の日本語教育能力検定試験には、受験資格はありません。公認日本語教師の場合は設ける必要があるかどうかです。登録要件とは分けて、試験の受験資格を設けるかというところに限定して御議論いただければと思います。

○戸田委員

そうですね。分かりました。

○野田座長

特に必要だという御意見があれば伺って、ほかの委員の御意見も頂きたいと思います。今のところ、特に必要ないという御意見ですね。

○辻委員

受験資格で、一つ確認をさせていただきたいのですが、日本語教師の教育能力を評価する試験は、あくまでもこの資格とワンセットになっていると理解をしていますが。

○野田座長

資格を得るための一つの要件ですね。

○辻委員

要件ですよ。分かりました。

○小林委員

そここのところは重要で、例えば、この試験が、年に何回かになるか分かりませんが、いつまで教育実習というセットにしておかないと、現行の日本語教育能力検定試験は、合格だけで価値がありますよね。これも、そのように取られてしまうのではないのでしょうか。

○辻委員

今、私たちが採用するとき3種類の証明を出してくださいというのと何も変わらなくなってしまいます。現行の試験はあったとして、今考えている試験は、資格の要件としての試験と教育実習というイメージを持っていますが、それでよろしいですね。

○野田座長

あくまでも資格を得るための一つの要件が試験です。それを具体的にどう使うかは、採用するときの機関の判断です。その試験を通過しているだけで日本語教師を採用する機関があっても、別に差し支えないわけです。

御意見については、次回の小委員会のヒアリングの結果を踏まえまして、また再度検討したいと思います。今までのことに関して、何かありましたらお願いしたいと思います。

○井上委員

今日の議論の中で、資格の要件の中に学歴、学士の要件を入れるかというところなのですが、学士の要件を入れることに反対する方々がいらっしゃるというのも理解しています。それは、ハードルを高くすることによって、日本語教師のなり手が少なくなるのではないかという懸念からではないかと思うのですが、ハードルを低くすることが、量を確保することにつながると思えません。むしろ、一定の高さのハードルがあった方が、チャレンジ精神にあふれた有為の人材を集めることにつながる気がします。ハードルを低くすることが必ずしも良策ではないということをお願いしたいと思います。

○野田座長

ありがとうございます。戸田委員、お願いします。

○戸田委員

私が一人、学士についてお話をしているのですが、これから日本語教師を目指す若い方たちにとっての資格の創設はとても大事だと思います。その一方で、現在、日本語教師として仕事をしている人たちの中には、専門学校、短大卒の方も現実にはいるわけです。その50代、60代で活躍している人たちが、今から学士の要件を取得するのは少し難しいことなのではないかと考えますので、その方々に対しては何らかの措置があれば良いと思います。

○野田座長

経過措置については、検討課題7にあります。この資格がないと職業として日本語教師ができ

ないというものではないわけです。あくまで今後新たに設ける資格について考えたいと思いますので、御懸念の現職日本語教師については、経過措置のところで議論したいと思います。

○戸田委員

はい、分かりました。

○井上委員

戸田委員がおっしゃったとおり、現職日本語教師が、この新たな資格の創設によって働けなくなるということはあってはならないことだと思うので、十分な経過措置や対応が必要だと私も思います。現に、日本語学校の教員のうち、短大卒・専門学校卒で教壇に立っている教員が5%ぐらいいるようです。その方々は、これまでの教員要件を満たした上で、十分な経験を積んできているわけですから、そういう人たちが働けなくなるということはあってはいけないと思います。

○野田座長

ありがとうございます。

それでは、予定の時間を過ぎていきますので、今日の審議は、これで終わりにさせていただきたいと思います。最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○増田日本語教育専門職

次回の開催日程は、7月9日火曜日午後1時より開催となっておりますので、御出席くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○野田座長

それでは、これで第1回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループを閉会いたします。どうもありがとうございました。